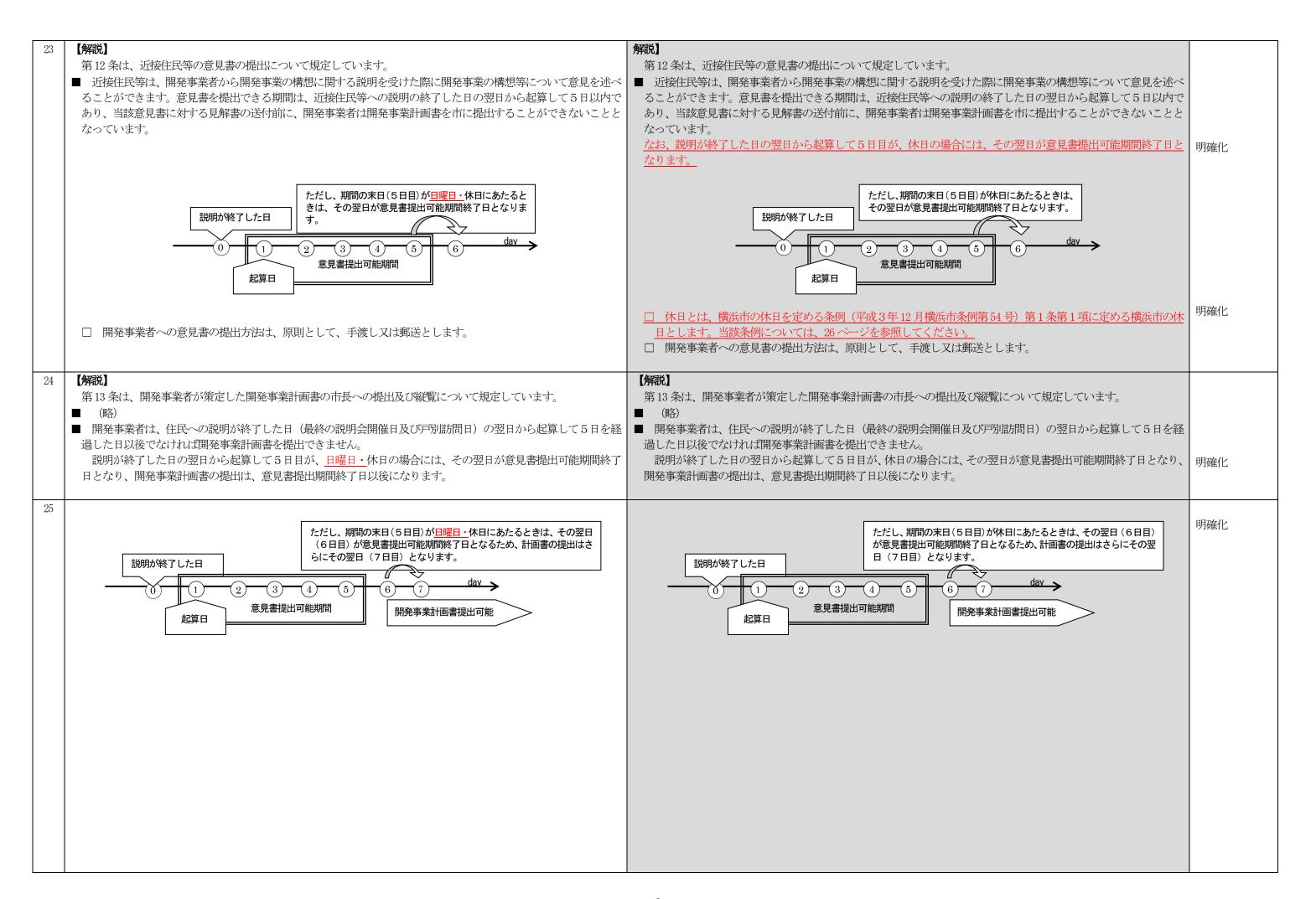
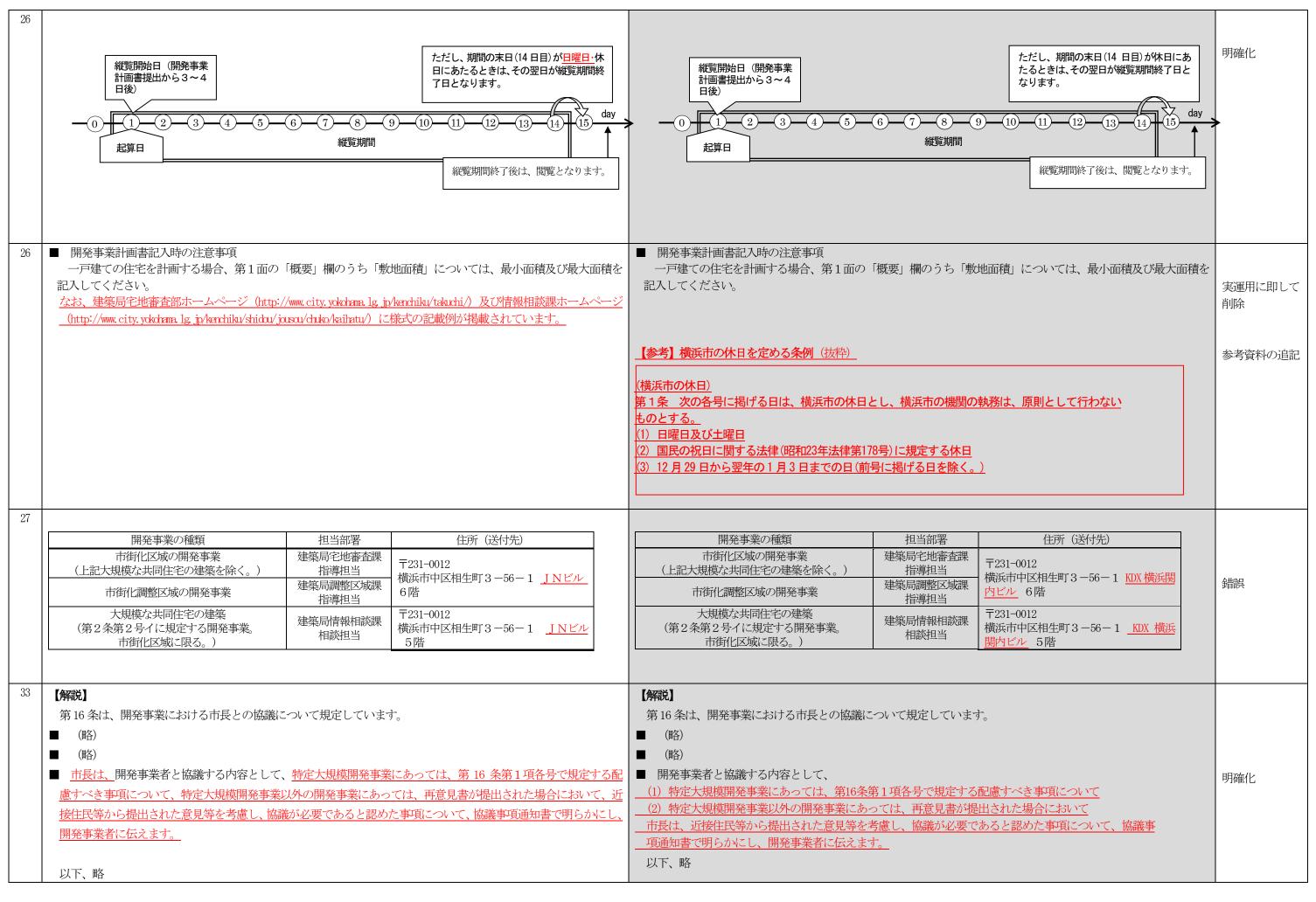
## 「開発事業の調整等に関する条例の手引」 新旧対照 (傍線は改訂箇所)

頁		改 訂 前		改訂後			
表紙	表紙 横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引			横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引			
4	【解説】所管窓口及び添付図書一覧開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課(各区土 木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 正1	<ul> <li>・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面)</li> <li>・位置図</li> <li>・現況図</li> <li>・土地利用計画図</li> <li>・その他基準に応じて必要となる図書(次頁)</li> </ul>	【解説】所管窓口及び添付図書一 開発事業計画の同意基準協議申 請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課(各区土 木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化	<ul> <li>・開発事業計画の概要書</li> <li>正1 (第7号様式第2面)</li> <li>副1 ・位置図</li> <li>+ ・現況図</li> <li>2 ・土地利用計画図</li> </ul>	錯誤
	開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設:道路局 <u>河川計画課</u> (略)		開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設:道路局 <mark>河川管理課</mark> (略)	1	錯誤
20	<ul> <li>(略)</li> <li>■ 開発事業者は、説明会を開催す</li> <li>□ 標識を設置した日の翌日以後を配布してください。 (大規 (http://www.city.yokohama.lg.jp/ker)</li> <li>(略)</li> <li>① 説明を受けた日から5日間、翌日から起算して5日目を提出</li> </ul>	中、意見の聴取等 民への説明について規定しています。 一る上で、次のことについて留意してください。 そで、住民に対して説明会を開催する7日前までに、「 見模な共同住宅の建築の場合の配布資料は、建築 nchiku/shidou/jousou/chuko/kaihatu/)を参照してください。 切訪問で説明を行うにあたって、次のことについて留 開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提 出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、 るときは、その翌日が意見書提出可能期間終了日とな	局情報相談課ホームページ ) 意してください。 出できること(説明を行った 意見書の提出期間の末日(5	を配布してください。  (略)  ■ 開発事業者は、説明会又は戸別訪問で説明を行うにあたって、次のことについて留意してください。 (略)  ① 説明を受けた日から5日間、開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提出できること(説明を行った翌日から起算して5日目を提出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、意見書の提出期間の末日(5			
21-1	-1 図中 - 開発事業計画書の縦覧窓口 - 建築局情報相談課 <u>(中区相生町3-56-1 J N</u> - <u>ビル5階)</u> 又は各区役所の区政推進課			図中 (開発事業計画書の縦覧窓口) 建築局情報相談課又は各区役所の区政推 進課			
22-1	図中 開発事業計画書の縦覧窓口 建築局情報相談課 <u>(中区相生町3-</u> 世ル5階) 又は各区役所の区政推進	<del></del> - <u>:</u>		図中 「 <mark>(</mark> 開発事業計画書の縦覧窓口) 「建築局情報相談課又は各区役所の 」 進課	の <b>区</b> 政推		錯誤





46~ 第2編 逐条解説 第2章 開発事業に係る手続 第3節 開発事業の計画の同意等	第2編 逐条解説 第2章 開発事業に係る手続 第3節 開発事業の計画の同意等			
【条例】【規則】 (略) 【解説】 (略) 【第2項各号の解説及び基準】 ■ 第1号(道路状空地)~第4号(緑化空地) (略) ■ 第5号(雨水流出抑制施設) 【解説】 (略) 【基準】	【条例】【規則】 (略) 【解説】 (略) 【第2項各号の解説及び基準】 ■ 第1号(道路状空地)~第4号(緑化空地) (略) ■ 第5号(雨水流出抑制施設) 【解説】 (略) 【基準】			
2 雨水流出抑制施設を設置するための施設計画基準は、次のとおりとする。 (1) <u>雨水調整池等の洪水調節方式は、自然流下方式とする。</u> (2) ~(4) (5) 対策貯留量の算定 ア~ウ (略) エ (5)アにより算定した量が次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる量を超える場	<ul> <li>2 雨水流出抑制施設を設置するための施設計画基準は、次のとおりとする。</li> <li>(1) 雨水調整池及び雨水貯留施設に流入した雨水は自然流下を原則とする。</li> <li>(2) ~(4)</li> <li>(5) 対策貯留量の算定 ア~ウ (略)</li> </ul>			
40   エー(の)により昇足した単 <u>か仏教に足める教順に対策財留</u>   単立		横浜市開発事業の調整等に関す		
開発事業区域の面積は、ウにおける協定区域等の部分を含んだ面積である。)	開発事業区域の面積 5ha 以上 0. 3ha 以上 5ha 未満 0. 1ha 以上 0. 3ha 未満	る条例施行規則		
開発事業区域の面積 5ha 以上 0.3ha 以上5ha 未満 0.1ha 以上0.3ha 未満	数值 720m³/ha 540m³/ha 270m³/ha	第 16 条第2項と統一するた		
数値   720m³/ha   540m³/ha   270m³/ha   才 (略)   (6)~(8) (略)   3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。 (1)~(6) (略)   (7) 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること (8)~(9) (略)	オ (略) (6)~(8) (略) 3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。 (1)~(6) (略) (7) 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。 (8)~(9) (略)			
1	■ 第6号 (遊水地等) 【基準】 1~2 (略) 3 開発事業区域内の下水量の算定は次のとおりとする。 (1) 計画汚水量の算定 (略) (2) 計画雨水量の算定 (略) ア 流出係数 (略) イ 降雨強度 (略) t:流達時間 (min) t: t=te+∑[Li√(60・Vi)] (1500 ㎡未満はt=5分とする。) 4~5 (略)	実運用に即した表現を追記		

73 6 遊水地等の設置基準については、次のとおりとする。

(1)~(2) (略)

(3) 接続する公共下水道の排水能力を把握するときに用いる最大計画雨水流出量算定式は、原則として次表によるものとする。ただし、特別な状況等により次表によりがたい場合はこの限りでない。

表接続する公共下水道の流下能力把握時の最大計画雨水流出量算定式(略)

表 用途地域別流出係数 (略)

(4) 遊水地等の設置区分

ア (略)

イ 開発事業区域面積が0.3~クタール未満の場合は遊水池を原則とするが、雨水貯留施設、<mark>雨水浸透ます及び</mark> 雨水浸透管で、市長が遊水池と同等の機能を有すると認めるものの設置に代えることができる。

(ア) 雨水貯留施設:遊水池以外のもので、雨水を一時貯留し雨水流出量を抑制する機能(オリフィス)を有し、 貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。

(4) 雨水浸透ます:ますの底面や側面に浸透孔を有するもの、または浸透性の空隙を有するもので、その底面や側面を砕石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させるものをいう。

(ウ) 雨水浸透管: 有孔または透水性の空隙を有する管の周囲を砕石で充填し、流入した雨水を地中に浸透させるものをいう。

(5) (略)

(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準

ア~エ (略)

オ 池底部には導水溝を設置する。導水溝はオリフィス・センター高より上に設置する。

一 池底部は原則として表面処理をおこなう。

+ 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。

<u>ク</u> 土地利用計画上、やむを得ず遊水池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。

(7) (略)

(8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたっての配慮すべき事項

ア~オ (略)

カ
雨水浸透ます及び雨水浸透管の換算貯留量の算定(略)

キ <u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>は、浸透機能が効果的に発揮されるよう、施設の浸透機能の確保、目詰まり 防止等に配慮した構造とする。

(9) (略

なお、<u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>については、遊水池及び雨水貯留施設の設置が解除された場合でも存置すること。

【その他】

1 (略

2 この条例により設置された <u>雨水浸透ますや雨水浸透管</u> は、施設の有する浸透機能を継続的に保持するため、点検・清掃等の適切な維持管理に努めること。

6 遊水地等の設置基準については、次のとおりとする。

(1)~(2) (略)

(3) 接続する公共下水道の排水能力を把握するときに用いる最大計画雨水流出量算定式は、原則として次表によるものとする。ただし、特別な状況等により次表によりがたい場合はこの限りでない。

表接続する公共下水道の流下能力把握時の最大計画雨水流出量算定式(略)

表 用涂地域別流出係数 (略)

用途地域等が混在する場合は、用途地域等ごとの面積の加重平均値を用いる。なお、計画する土地利 用が上表の用途地域等と異なる場合(工業系地域に住宅を計画する場合など)は、治水安全度を考慮し大 きい方の流出係数を用いる。

表の説明を追記

(4) 遊水地等の設置区分

ア(略

イ 開発事業区域面積が 0.3 ヘクタール未満の場合は遊水池を原則とするが、雨水貯留施設、<mark>雨水浸透施設</mark>で、 市長が遊水池と同等の機能を有すると認めるものの設置に代えることができる。

実運用に即した 表現に変更

(ア) 雨水貯留施設:遊水池以外のもので、雨水を一時貯留し雨水流出量を抑制する機能(オリフィス)を有し、 貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。

(イ) 雨水浸透施設:流入した雨水を地下に浸透させる機能を有する施設をいう。(雨水浸透槽、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ)。

実運用に即した 表現に変更

実運用に即した

表現を追記

以下、項ずれ

実運用に即した

表現に変更

(5) (略)

(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準

ア〜エ (略)

オ 遊水池及び雨水貯留施設に流入した雨水は自然流下を原則とする。

カ 池底部には導水溝を設置する。導水溝はオリフィス・センター高より上に設置する。

\* 池底部は原則として表面処理をおこなう。

ク 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。

<u>ケ</u> 土地利用計画上、やむを得ず遊水池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。

(7) (略)

(8) 雨水浸透施設の配置計画にあたっての配慮すべき事項

ア~オ (略)

カ 雨水浸透施設の換算貯留量の算定(略)

キ <u>雨水浸透施設</u>は、浸透機能が効果的に発揮されるよう、施設の浸透機能の確保、目詰まり防止等に配慮した構造とする。

(9) (略)

なお、雨水浸透施設については、遊水池及び雨水貯留施設の設置が解除された場合でも存置すること。

実運用に即した 表現に変更

【その他】

1 (略)

2 この条例により設置された<u>雨水浸透施設</u>は、施設の有する浸透機能を継続的に保持するため、点検・清掃等の 適切な維持管理に努めること。

実運用に即した 表現に変更

143	(再意見書の提出先及び提出方法>				<再意見書の提出先及び提出方法>				
	この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。				この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。				
	開発事業	担当部署	住所	電話番号	開発事業	担当部署	住所	電話番号	
	市街化区域の開発事業	建築局宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515 • □4516 □4517 • □4518	市街化区域の開発事業	建築局宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515 • □4516 □4517 • □4518	
	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課指導担当	<u>N ビル</u> 6階	671-\_4521\cdot \_4522	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課指導担当	KDX 横浜関内ビル 6階	671-□4521 • □4522	錯誤
	大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号ア,ウ及び対は終止なな 同号イ)	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>N ビル</u> 5階	671−□2350	大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号7,ウ及びれる約1/24、同号イ)	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階	671−□2350	
裏表	黄浜市開発事業の調整等に関する条例の手引			横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引					
紙	平成16年6月 発行			平成16年6月 発行					
	平成24年4月 改訂			平成24年4月 改訂					
	平成25年2月一部改訂			平成25年2月一部改訂					
	平成25年7月 改訂				平成25年7月 改訂				
	平成26年7月一部改訂			平成26年7月一部改訂					
	平成27年4月一部改訂			平成27年4月一部改訂					
	平成27年10月一部改訂				平成27年10月一部改訂				
	平成28年4月一部改訂				平成28年4月一部改訂				
	平成29年4月一部改訂				平成29年4月一部改訂				
				平成30年4月一部改訂					
	平成31年4月一部改訂				平成31年4月一部改訂				
					令和2年4月一部改訂				改訂日の追加
	発行 横浜市建築局				発行 横浜市建築局				